

筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会 規約

（名称）

第1条 この会は、筑紫野市居宅介護支援事業所連絡会（以下「連絡会」という。）と名称する。

（目的）

第2条 連絡会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員のネットワーク化を図ることにより、自立支援を基本とした介護支援業務の円滑な推進に資することを目的とする。

（組織）

第3条 連絡会は、市内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員で組織する。

（活動内容等）

第4条 連絡会は、前条の目的を達成するため、筑紫野市および筑紫野市地域包括支援センターと協働で次に掲げる活動を行う。

- (1) 介護支援専門員の専門的知識及び技術の向上に関すること。
- (2) 介護支援専門員間のネットワークの構築に関すること。
- (3) 介護支援専門員の業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 参考事例の検討に関すること。
- (5) 他の関係組織との連携、情報交換に関すること。

2 連絡会は、活動内容の記録および名簿の管理を行う。

3 連絡会の参加は次に掲げる機関に所属するものとする。

- (1) 市内居宅介護支援事業所
- (2) 筑紫野市地域包括支援センター
- (3) その他役員が必要と認めるもの

（会議）

第5条 連絡会は定例会、役員会及び委員会とする。

2 定例会は年3回開催し、開催月の第3木曜日を原則とする。

3 役員会は定例会の企画運営、次年度計画策定、年度末反省会、その他の運営に関する事項などを行う。

また役員会が必要と認めた場合は、市内居宅介護支援事業所に所属するその他の主任介護支援専門員など関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 連絡会は役員会が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

(役員)

第6条 連絡会に、役員（まとめ役員、企画役員）を置く。

2 役員は、主任介護支援専門員とする。

3 役員の選出は、互選による。会員の過半数の承認をもって決定する。

4 役員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

5 役員の任務は次のとおりとする。

(1) まとめ役員…資格取得後3年以上経過した主任介護支援専門員が担当し、役員会の運営および事務局、地域包括支援センターとの調整を行う。

(2) 企画役員…定例会の企画・運営を行う。

6 まとめ役員および企画役員が任期を終えた場合は、福岡県主任介護支援専門員資格更新にかかる受講要件1「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者」の該当者となることを筑紫野市健康福祉部高齢者支援課に要請できる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、筑紫野市健康福祉部高齢者支援課に置く。

(規約の改正)

第8条 連絡会の規約は、役員会により提起され、会員の過半数の承認を得た場合に改正できる。

(その他必要事項)

第9条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、役員会において協議し定める。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年4月1日改定)

(令和4年10月1日改定)

(令和7年4月1日改定)